



埼玉県報

第 3028 号
平成 30 年(2018 年)
8 月 14 日
火曜日

目次

告示

- 第 47 回採石業務管理者試験の実施（環境政策課）
- 荒川中部土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- ヘリコプター装備品（メイントランスミッション）修繕に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 信号制御システム等保守業務に関する落札者等の公示（施設課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 8・9 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十七回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成三十年十月十二日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター中会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成三十年八月十七日（金）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成三十年八月三十一日（金）から九月十四日（金）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

環境部環境政策課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴っ

て生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措

置に関する技術的な事項

告 示

埼玉県告示第八百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	榎 本 守 男	埼玉県深谷市折之口三百三十六番地一

告 示

埼玉県告示第八百九十三号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埼玉県飯能市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (四) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

平成三十年七月二十五日から平成三十年十一月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百九十五号

平成三十年埼玉県告示第四百四十四号で公示した公共測量は、平成三十年七月三十一日終了した旨測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

測量計画機関である横瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

横瀬町

二 作業種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル二千五百 七・八九平方キロメートル）

三 作業地域

横瀬町地内

四 作業期間

平成三十年八月三日から平成三十一年一月十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―四七―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字間堀千五百三十番一外十筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千二百八十六・九二九立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

朝霞市から朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

朝霞市から朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百号

朝霞市から朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目四百二番地

株式会社トーニチ

二 指定年月日

平成三十年八月九日

告 示

埼玉県告示第九百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
ヘリコプター装備品（メイントランスミッション）修繕 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年6月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 東京都港区六本木6丁目10番
1号
- 5 契約金額
51,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第九百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
信号制御システム等保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
日信電子サービス株式会社 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目8番1号
- 5 落札金額
35,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年4月24日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年八月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成二十九年二月二十七日

指令越建セ第二九〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成三十年八月七日

越建セ第二〇五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字中通六百十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県白岡市高岩千六百八番地三

金子 真也

告 示

埼玉県病院事業告示第十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 78,100リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 30 年 7 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イハシ
埼玉県越谷市流通団地 1 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
74,412 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 30 年 6 月 29 日